

岐阜市と損害保険ジャパン株式会社との包括的連携に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、協働による事業を推進することにより、活力ある地域社会の形成及び発展並びに市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる分野について連携し、協力するものとする。

- (1) 子どもの教育・子育てに関すること。
- (2) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (3) 福祉・健康に関すること。
- (4) 産業振興に関すること。
- (5) SDG s の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携及び協力の具体的な内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、当事者間で協議の上、変更を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力に当たり、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲及び乙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（中途解約）

第7条 甲及び乙は、解約日の3か月前までに相手方に書面又は電磁的方法で通知することにより、本協定を解約することができる。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和8年10月13日

甲 岐阜県岐阜市司町40番地1
岐阜市
代表者 岐阜市長

柴橋正直

乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
代表者 岐阜支店長

有村暢晃